

市細則15条1項6号の市長が別に定めるものは、以下の各項とする。

1. 法43条2項の空地（以下「43空地」という。）に4m以上接し、かつ、法42条の道路に4m以上接する敷地で、次の各号の規定を満たすもの。
 - (1) 43空地と法42条の道路（以下「43通路等」という。）の各幅員が4m以上、内角120度以下の二つの43通路等によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの43通路等に接し、かつ、その面積が500㎡未満のもの
 - (2) 43通路等の各幅員が4m以上の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の4分の1以上がこれらの接続通路等に接し、かつ、その面積が500㎡未満のもの

※法43条2項の空地： 法43条2項1号の規定による認定又は同項2号の規定による許可の適用に係る空地で、以下の①又は②の規定をみたす空地をいう。

- ① 後退前の幅員が2m以上で、後退前の中心より現に、2m以上後退して後退（対側が水路等の場合、一方後退4m）部分が道路状に築造されている空地（本取扱いにおいて幅員が4mあるものとみなす）
- ② 現に、幅員が4m以上の空地

2. その他、特定行政庁が認めるもの

備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01
2014.10.01
2019.02.19